

だれもが安心して医療にかかれる国民健康保険事業に

□「国民皆保険制度」の最後の砦として

日本は、全ての国民が医療保険に加入する「国民皆保険制度」で、これは「保険証一枚でいつでもどこでも医療を受けられる」という、優れた医療制度です。保険には大きく被用者保険と国民健康保険（国保）がありますが、国保は、どの被用者保険にも入れない人が加入するため、皆保険制度の最後の砦（とりで）といわれ、市町村が運営しています。

紀の川市の場合、全世帯の42.23%、全人口の30.5%が国保に加入しています（平成25年3月末現在）。加入する市民のために「保険証一枚でいつでもどこでも医療を受けられる」ように、国保事業を運営する責任が紀の川市にはあります。

□払いたくても払えない保険税

現在、紀の川市の国保税は、例えば、年収300万円の40歳代の夫婦と子ども2人の世帯で、5万円の固定資産税を払っている場合、35万9000円になります（図「医療保険料の比較」参照）。

これは、国民健康保険に次いで加入者の多い「協会けんぽ」の保険料と比較すると、倍近く重い負担です（図参照）。先の年収300万円の4人家族の場合、税と社会保障の負担は、国民年金を満額支払えば95万円になります（表参照）。

□合併後、どの旧町よりも高い水準に税額が設定

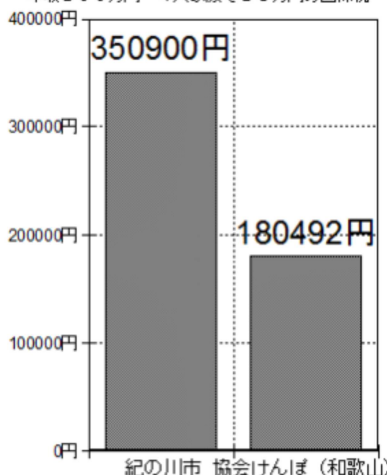
かつて5町合併前は、それぞれの自治体が独自に保険税を設定していましたが、平成19年4月からは、紀の川市の保険税として、どの旧町よりも高い水準に税額が設定されました。

□郵送されない保険証

国保税を滞納すれば、本来の一年間有効の保険証（被用者保険は雇用されている限り有効期限はない）ではなく、有効期限3ヶ月の短期保険証が交付されます。そのうち、約半数には保険証をあえて郵送せずに市役所に置いたままにする「窓口留置」が行われています。これにより、病院の窓口で10割負担となる「資格証明書」が発行されている方とあわせて、常時およそ200人が、保険証が手元にない状態が続いています。厚生労働

医療保険料の比較（平成25年度）

年収300万円 4人家族で35万円の国保税



40歳夫婦+子ども2人、課税所得192万円、固定資産税5万円の世帯の国保料
協会けんぽは、標準報酬月額25万円（=年収300万円、課税所得192万円）で計算。



税と「社会保障」の負担

年収300万円4人家族で95万円

税・料	年間負担額
国民健康保険税	350,900円
国民年金保険料	360,960円
消費税	104,400円
所得税	22,400円
市県民税	54,300円
固定資産税	50,000円
都市計画税	7,100円
負担合計	950,060円

ケース：年収300万円（所得金額192万円）40歳夫婦、子ども2人、持ち家で固定資産税5万円の世帯
国民年金保険料はこの世帯の場合減免の対象となるが満額納付するものとして計算。
消費税額は総務省家計調査より年収300万円、標準世帯の負担割合(3.48%)で算出。
所得税・市県民税は、社会保障料控除を24年の基準で計算し、平成24年の税制に基づいて算出。

額が適用されてきています。

□基金を生かし、一般会計からの市独自の繰り入れで引き下げは可能

払える国保税にするためには、抜本的には国の負担を大きくしていくことが必要ですが、紀の川市自らも2億9千万円（平成25年3月末現在）の国保基金の取り崩しや、一般会計からの繰り入れを行い、加入者負担を引き下げていくことは可能です。

また国保事業の広域化が今進められようとしていますが、これは、健診などの保健事業や税の減免、新たな資格証明書の発行をしていないなど、紀の川市の独自の努力や役割を否定する流れに繋がります。

市民がいつでも安心して医療にかかれるように、引き続き取り組んでいきます。

（石井ただし市議）

省は短期保険証の「窓口留置」が長期にならないよう、通知をしていますが、紀の川市は有効期限が切れるまで、市役所に置いたままにしています。

□市独自の減免制度の活用を

市民の命に直結する国保事業について、共産党市議団は、何度も何度も議会で取り上げてきました。高すぎる国民健康保険税の引き下げ、全ての市民に保険証が届けるために短期保険証の窓口留置をやめるよう、子どもの「無保険」の解消、国保税の減免制度の活用、病院での窓口負担の減免制度の活用など。

こうした中で、18歳未満の子どもには必ず保険証が届くようになり（平成20年度中から）、国保税の減免要綱が整備され（平成23年6月）、毎年数件ですが、所得の激減に対応した市独自の減



北極星

発行連絡先

0736-22-7573

日本共産党紀の川市委員会



No. 2

（紀北地区委員会内）